

住民基本台帳 ネットワークシステムが 開始されます



平成11年8月に改正された住民基本台帳法に基づき、8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)が稼働し、全国の自治体が情報通信網(ネットワーク)で結ばれます。

住基基本台帳って？

行政からの

サービス提供のもと

住民基本台帳は、市町村ごとに住民票をまとめたもので、児童手当、国民年金、国民健康保険など、市民の皆さんを対象とするいろいろな行政サービスを提供する際に使われています。
住民票には名前や、生年月日、性別、住所など法律で定められた項目が記載されています。

住基ネットって？

市町村や国の行政機関の垣根を越えて、情報をやり取りする仕組み

全国の市町村と都道府県、指定情報処理機関(地方自治情報センター)が専用ネットワークで結ばれることにより、その垣根を超えて住民基本台帳に関する事務処理をしたり、国の行政機関に対する本人確認情報の提供を行ったりすることができま

す。これに伴い、本人を特定するため全国民を対象に、一人ひとりに規則性がなく重複しない11けたの「住民票コード」が割り当てられます。

ネットワークを通じて提供される情報は、住民票に記載されている情報のうち「本人確認情報」と呼ばれる①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤住民票コード ⑥転入や転居などの種別とその異動年月日の6項目です。

住基ネットで何が変わる？

各種行政手続きが

2段階で簡単になります

第1段階
今年(平成14年)8月以降順次実施するもの

国の機関等へ本人確認情報が提供されるため、国や県で行っている各種手続きで、住民票の写しが省略できます。

(例えば、共済年金や恩給受給者の現況届時の市長の証明が省略できるようになります。)
全てのかたに住民票コードが割り当てられ、8月5日以降に世帯主あてに、各個人の番号が通知されます。

第2段階
来年(平成15年)8月から実施予定のもの

本人確認が確実にでき、身分証明書としても使用できるICカード形式の「住民基本台帳カード」の交付を申請できます。住民基本台帳カードをお持ちのかたは、転入や転出の際の手続